慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	津田正太郎君学位請求論文審査報告
Sub Title	
Author	
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	2018
Jtitle	法學研究 : 法律・ 政治・ 社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.91, No.6 (2018. 6) ,p.153- 162
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	特別記事
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20180628-0153

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

津田正太郎君学位請求論文審査報告

1．論文の目次と構成

本論文は、ナショナリズムとマスメディアとの関係性に焦点を合わせ、主に理論的な観点から考察を行うことを目的としている。ナショナリズムとマスメディア、各々に関する理論やモデルは、むろん現実の問題と関連しながら実に多様かつ複雑な道筋をたどって展開してきた。本論文は、既存研究を十分参照しながらも、独自の視点からナショナリズムとマスメディアの関係性に関して理論的考察を試みた労作である。

本論文の前半部では、両者の関連を中心に既存研究に関して、時代的かつ社会的な背景も視野に収めながら体系的な整理が試みられている。この作業は、事例研究にとって有益な理論枠組みの提示へと接続するものである（津田君自身、すでに英国のＢＢＣの歴史的発展とナショナリズムの問題に関していくつかの論考を著わしている）。

後半部では、この理論的問題に関して、あえて規範的観点から、特にナショナリズムについて論じている。すなわち、いかなるナショナリズムが肯定的あるいは否定的に評価されるべきかという問題にまで踏み込んで考察を行っている。ただし、その際もあくまでもマスメディアの機能との関連が中心に据えられている。

本論文の構成と目次は以下のとおりである。

序　章　「彼ら」のナショナリズムから「われわれ」のナショナリズムへ

第１章　近代化論における「革命なきナショナリズム」の肯定―コミュニケーション発展論とその「政治的なもの」の欠落について―

第２章　社会的コミュニケーション論におけるナショナリズム観―相互理解の促進と排他性のジレンマ―

第３章　ナショナリズム概念の再検討―理念的／認識的ナショナリズムとマスメディア―

第４章　ナショナリズムは肯定できるか―差異の（不）可視化とマスメディア―

第５章　ナショナリズムは福祉を促進しうるか―政策形

成過程における言説とマスメディアの役割―
第6章　同胞を疑うナショナリズム―国民共同体の物語とマスメディア―
第7章　マスメディアはいかに連帯を構築するのか―共感原理の可能性と危険性―
第8章　ナショナリズムの排他性はいかに緩和されるか―シティズンシップの民主主義的拡張とマスメディア―
補　論　冷戦期米国のマスコミュニケーション研究における宣教師的ナショナリズム―マスメディアの影響に関する言説とその政治的文脈―

2. 論文の概要

次に、本論文の概要について、各章ごとに述べてみる。

序章「『彼ら』のナショナリズムから『われわれ』のナショナリズムへ」では、本論文の基本的な視座が提示されている。なかでも、ナショナリズム批判がどのような視点からこれまで行なわれてきたかという問題関心は、本論文の出発点に位置している。そして、いくつかの留保条件を付しながらも、津田君は「国民共同体（nation）を基盤とする連帯を肯定する立場」を採用することを宣言する（六頁）。また、マスメディアとナショナリズムについては、「独立変数的に社会に影響を与えてナショナリズムを喚起する」のではなく、「社会的な文脈や権力関係の中に置かれた存在」として位置づけることが明言されている（九頁）。従って、既存のメディア効果・影響論は、本論文では批判的な観点から論じられることになる。

同時に本論文のもっとも基本的な概念である、「国民共同体」に関する理論的な整理も試みられている。そこでは、領土、政治体制、文化、言語などの「客観的要素」と個々の成員の帰属意識という「主観的要素」があげられている。

第1章「近代化論における『革命なきナショナリズム』の肯定」では、一九五〇年代から六〇年代にかけて近代化論の観点からマスメディアの役割を論じていた「コミュニケーション発展論（communication and development）」に関する検討が行われている。コミュニケーション発展論は、マスコミュニケーションの発達が開発途上国の人びとの間に「共感能力（empathy）」、さらにはナショナル・アイデンティティを育むがゆえに、国民国家の形成や社会の近代化に寄与すると論じていた。こうした視点については、マスメディアの強力効果論を先取りしていたことも指摘されている。その一方で、扇動的なナショナリズムに対して

は否定的な評価が与えられていた。というのも、近代化論では、概して脱政治化された官僚制国家の建設が途上国には必要と考えられており、ナショナリズムは政治家によって大衆の動員に利用されるイデオロギーとして、統治の不安定化要因ととらえられていたからである。

知られるように、近代化論やコミュニケーション発展論に対しては、その後実に多くの批判が加えられ、それらは急速に勢いを失うことになる。津田君はそうした研究系譜をたどりつつ、文化帝国主義論やメディア帝国主義論に関しては、それらを従属論の範疇に組み入れながら論じている。そして、『比較の亡霊』（ベネディクト・アンダーソン）に依拠しながら、コミュニケーション発展論のナショナリズムのとらえ方について批判を加えていく。特に、コミュニケーションの拡大によってエスニック・マイノリティの問題が顕在化する問題を重視するのである。

第2章「社会的コミュニケーション論におけるナショナリズム観」では、カール・ドイッチュの社会的コミュニケーション論を軸にナショナリズムの問題に関する検討が行われている。ドイッチュは、「国民共同体を一種の『コミュニケーション・システム』として捉え、情報の流通という観点からその形成過程を分析することで、独自のナショナリズム研究を展開していった」（五五頁）ことで知られている。ドイッチュの理論に関しては、主にベネディクト・アンダーソンの視点と比較することで検討を加えている。そこで強調し、評価するのは、ドイッチュが「エスニック・マイノリティの運動による国民形成の『失敗』を当初から視野に入れていた」（六五頁）点である。その一方で、津田君は「ドイッチュの理論では文化が政治的なものよりも高い重要性を与えられており、後者が前者に与える影響は視野に入らない」（七四頁）という評価も下している。その上で、「政治的なもの」と「コミュニケーション的なもの」の交錯という観点から、ナショナリズムの動態について論じている。

第3章「ナショナリズム概念の再検討」では、ナショナリズムとマスメディアとの関係性を探る枠組みとして、認識的ナショナリズムと理念的ナショナリズムが提示され、まずはナショナリズム概念の再検討が行われている。前者は「見ず知らずの人々を文化や言語等の共通の属性を有する……単一の共同体と見なす認識の枠組み」（八五頁）、後者は「（認識的ナショナリズム、引用者）を土台としつつ何らかの政治的主張やイデオロギーを展開する思想や運動」（八六頁）と捉えられている。そして、これら二つの

ナショナリズムを架橋する役割を果たすのがナショナル・アイデンティティと見なされている（九一頁、図3―1「認識的／理念的ナショナリズム、ナショナル・アイデンティティ」参照）。というのも、ナショナル・アイデンティティは、様々な規範を通じて理念的ナショナリズムを、そして自己認識、あるいは他者からの認識を通じて認識的ナショナリズムを構築（あるいは再生産）する機能を担うからである。

これらの考察を踏まえ、津田君はナショナリズムとマスメディアの関係について論じていく。そこでは、社会構築主義、「日常のナショナリズム」論、メディア・イベント論といった諸理論が参照されている。その結果、「マスメディアは国益の定義が流動化するなかで、新たな思想によるヘゲモニーの掌握を支援し、その影響が政策決定への次元へと流れ込んでいく過程に寄与しうる」（一一二頁）といった興味深い指摘も行われている。

第4章「ナショナリズムは肯定できるか」では、社会の構成員の「連帯と多様化」双方を肯定することから生じる「進歩派のジレンマ」、および「リベラリズムや民主主義、福祉にとってのナショナリズムの重要性を強調する」（一一六―一一七頁）、規範理論としてのリベラル・ナショナリズム論を出発点に考察が行われている。

津田君はこの種の問題に関して、テレビが視聴者の世界観と現実との間のズレを生み出し、結果として不信感を蔓延させる点に注目した、マスメディア影響論に属する培養理論に注目する。この理論に関しては、これまで様々な理論的考察や調査研究が行われてきたが、ここでは「マスメディアは格差の存在を強調すべきか否か」という問題を設定し、検討されている。そして、エスニック・マイノリティに関するマスメディア報道は、「容易にステレオタイプや偏見、差別と結びつく」ものの、同時に報道が行われないと「彼らが抱える問題は放置される」ことになり（一四五頁）、こうした「差異のジレンマ」を克服するためには、「差異の存在を認めつつも、その差異の根底に存在する同一性をいかにして表象し、信頼の構築へとつなげるか」（一四六頁）が重要な課題となると述べられている。

第5章「ナショナリズムは福祉を促進しうるか」では、社会政策、ナショナリズム、そしてマスメディアの関係性が分析されている。まず、政策形成における言説とナショナリズムの役割に関して理論的考察が行われ、政策的解決案やプログラム的理念（政策的解決案を枠付ける理念）が理念的ナショナリズムと、そして世界観（政策が依拠する

価値観などの理念）がナショナル・アイデンティティや認識的ナショナリズムにそれぞれ対応していることが確認されている。

こうした考察を踏まえて、マスメディアと政策形成の問題が論じられている。最初にマスメディアのアジェンダ設定機能を中心に検討が行われ、「認識的ナショナリズムやナショナル・アイデンティティと整合的な政策案はアジェンダとして提起しやすい」（一六四頁）ことが示されている。一方、マスメディアによる世界観の構築と社会政策では、「福祉制度にまつわる社会的学習の導入は……『支援に値しない』貧困者が存在しているという世界観を（マスメディアなどが、引用者）広めてきた」（一六九頁）点に注目する。津田君はこの章を終えるにあたり、「政治アクターはマスメディアを通じて自らの政策がナショナル・アイデンティティや認識的ナショナリズムと整合することをアピールしなくてはならない」（一七一頁）という点を強調している。

第6章「同胞を疑うナショナリズム」では、国民の間の連帯構築を阻害するナショナリズム、「シニック・ナショナリズム（cynic nationalism）」という概念が提示されている。この種のナショナリズムについては、同胞に対する信頼感が欠如することで生じる、否定的なナショナル・アイデンティティに支えられた理念的ナショナリズム、と説明されている（一七六頁）。それゆえシニック・ナショナリストは、国民共同体の「道徳的堕落」を解消するべく歴史教育を重視し、「国民の歴史」の再構築を試みるという傾向を持つことになる。この点に関連して、津田君は近年のメディア環境の急激な変化が、「（ナショナリズムに関する、引用者）物語を受け容れる層を限定的」（一九八頁）にする点を指摘する。同時に「ジャーナリズムによる権力批判が往々にしてシニシズムを基盤にしている」（一九九頁）という問題提起も行う。

津田君は、「重要なのは、画一的な美徳を学ばせることではなく、個々人が物語を通じて自己と国民共同体との結びつきを認識するということ」（二〇一頁）であり、さらに「公正な社会・経済構造が実現する方向へと進めば、シニシズムの基盤も切り崩され、開かれた国民の物語を語りうる余地はさらに大きくなる」（二〇三頁）という見解を提示する。

第7章「マスメディアはいかに連帯を構築するのか」では、第1章で取り上げた「共感」という概念に再び着目し、国民的連帯の構築にマスメディアがいかに寄与しうるのか

が検討されている。この問題に取り組むにあたり、津田君はハンナ・アレントなどの学説を参照しながら共感原理に対して加えられてきた批判について考察を加える。なお、アレントにとってあるべき政治の姿とは、「多様な人びとが一体化してしまうことなく意見を述べ合い、各々の卓越性を競い合うこと」（二一三頁）と解釈されている。

そのうえで、「社会的弱者への共感を喚起するうえでマスメディアが紡ぎだす物語」（二二一頁）の重要性を指摘するとともに、その意図せざる帰結についても論じている。それは、「社会的弱者への共感を喚起するために紡がれた物語が……彼らへのバッシングを招来してしまいかねない」ということ、そして「『無力な彼ら』という客体的存在としての表象が、社会的弱者自身の主体性を損ない、ひいては尊厳を傷つけてしまうという問題」である（二二五頁）。しかし、津田君が共感に基づく連帯の必要性を軽視しているわけでは決してない。それは、「新たな連帯の構築において求められているのは……人びとが果たしている、あるいは果たそうとしている様々な役割に焦点を当てた共感の喚起である」（二三二頁）と述べていることからもわかる。本章ではさらに、国民的共同体やナショナル・アイデンティティに回収されることのない複合的連帯の重要性が強調されることになる。

第8章「ナショナリズムの排他性はいかに緩和されるか」では、シティズンシップおよび民主主義という観点から、ナショナリズムが有する排他性を緩和するためにマスメディアが果たすべき役割についての検討が行われている。歴史的に見れば、シティズンシップの拡大は国民国家の形成と密接に結びついてきたのは確かである。しかし、周縁化されてきたエスニック・マイノリティの人びとが声を上げ始める一方で、グローバル化に伴う国境を越える人口移動の活発化により、国民共同体のメンバーシップとシティズンシップを行使すべき人びととの間のズレが顕在化するようになってきた。

一方では、国民共同体のメンバーシップとシティズンシップを切り離し、後者を行使しうる人びとの範囲をさらに拡大するべきという主張が展開されるようになった。しかし、シティズンシップの行使は国民共同体の成員に限定されるべきだという声も高まりを見せており、ナショナリズムがシティズンシップ拡大の障害にもなってきた。ここでは、シティズンシップの範囲を民主主義的に拡大する過程でナショナリズムがいかにそれを妨げるのかを分析したうえで、その拡大を支援するためにマスメディアが果たし

うる役割について、アジェンダ設定モデル、そしてメディア多元主義を中心に検討が行われている。さらにエスニック・メディアに関する見解が述べられたうえで、適切なアジェンダ設定に関しては、「『われわれ』と『彼ら』という二分法を越えて、より大きな『われわれ』のカテゴリーを設定し、マイノリティのシティズンシップの問題を『われわれ』自身の問題として提示するという方向性」（二六八頁）、すなわち「われわれの再定義」を行うことの必要性が示されている。

最後に、補論「冷戦期米国のマスコミュニケーション研究における宣教師的ナショナリズム」では、第1章で取り上げられたコミュニケーション発展論を取り巻いていた政治的文脈に関する検討が行われている。ここでは、コミュニケーション発展論の研究者たちが発展途上国のナショナリズムについて批判的に論じていながらも、彼ら自身のナショナリズム観に米国の宣教師的なナショナリズムが反映されていたことが明らかにされている。津田君は、コミュニケーション発展論の（特に米国の）研究者たちが、「マスメディアは『われわれ（米国民）』には限定的な影響しか与えていないが、『彼ら（途上国の人々）』には大きな影響を与えるという発想が内在していた」（三〇四頁）こと、すなわちマスコミュニケーション論で言うところの「第三者効果」を見出したのである。

3．論文の評価

本論文「ナショナリズムとマスメディア―連帯と排除の相克―」は、この種のテーマに関して正面から理論的に探究した日本ではおそらく最初の書籍（論文）だと言える。ここで言う「最初」という意味は、マスコミュニケーション論に軸足を置きながらも、ナショナリズムに関わる政治学や社会学の研究成果を数多く参照し、積極的に取り入れようとする、その手法にほかならない。知られるように、これまで多くの日本の研究者がこのテーマに取り組んできたのは確かである。しかし、本論文のように理論的にこの水準まで本格的に論じたものはなかったのではないか。

マスコミュニケーション論に限って言えば、ナショナリズムとマスメディアとの関連については、一部の理論志向の強い研究者とメディア史研究者によってこの領域の研究が進められてきた。特に後者に関しては、明治期以降のメディア、特に新聞の普及とナショナリズムの問題を中心に数多くの論考が発表されてきた。しかし、その大部分は近代日本のナショナリズムの歴史的現実を論じることに中心

を置いていたため、ナショナリズムに関する諸理論を積極的に参照しようとしてはこなかった。この傾向は、近年特に注目を集めつつある「集合的記憶（あるいは国民的記憶）とメディア（あるいはジャーナリズム）」の領域にもあてはまる。こうした評価を行えるのは、本論文の著者がナショナリズムとマスメディア（あるいはマスコミュニケーション）、二つの研究領域においてこれまで著わされてきた多様な文献や論文を実に丹念に読み込み、それらを適切に理解してきたからである。

こうした成果が生み出された基盤には、本論文の軸となる主要概念に関する周到な説明が存在している。国民共同体、ナショナリズム、シニック・ナショナリズム、共感（能力）、ナショナル・アイデンティティ、シティズンシップなどに関して、津田君は既存研究を参照しながら、きわめて慎重な説明を行いつつ、理論的な考察にそれらを役立てている。それが本論文の重厚さに結びついている。特に、シニック・ナショナリズムに関する問題提起は興味深く、かつ貴重なものだと評価できる。というのも、この種のナショナリズムが国民社会の包摂どころか、マイノリティはおろかマジョリティの間にまで分断線を引くように作用することを、この概念は鮮明なイメージとともに明確に示唆しているからである。

このように本論文は、既存研究に十分な注意を払いながらも、同時に独創的な面も備えている。そのことは、本論文の中で提示された、いくつかの図が物語っている。この点もぜひ強調しておきたい。学術論文において図を用いることは、自らの理論枠組みを明確にするという効用はあるものの、単純化という批判を招くか、あるいは図では示されえない多くの要因の存在を指摘されることがよくある。ただし、本論文の場合、例えば「「政治的なもの」と「コミュニケーション的なものの邂逅」」（図2―2、七八頁）、「ナショナル・アイデンティティ／認識的ナショナリズム、マスメディア、社会政策」（図5―2、一七二頁）、「シティズンシップの保有者の範囲」（図8―1、二四五頁）に見られるように、津田君の独創的な理論的考察の結果がこれらの図によって明快かつ説得的に示されている。さらには、これまで何度か言及してきたが、社会政策、社会的弱者、エスニック・マイノリティといった、これまでナショナリズムとマスメディアという視点からは（特に日本の研究では）あまり積極的に取り上げられることがなかった社会問題にも目を配り、理論的考察を強化する一助としている点も評価したい。

以上述べてきたことから、本論文がきわめて完成度の高い学術論文であるという評価は十分できる。

本論文に対してあえて批判を加えるならば、論文の中に実に多くの理論・モデル、そして先行研究の事例が組み込まれているため、論文の流れがよどんだり、迂回しているという印象を持つ部分が散見されることである。そのことはまた、本論文の論旨や主張をわかりにくくしているという批判につながるかもしれない。しかし、これらの問題点は、これまで積極的に評価してきた本論文の重厚さと裏表の関係にあると言える。

加えて、よりナショナリズム論に引きつけて述べるならば、ナショナル・アイデンティティと理念的・認識的ナショナリズムとの関係図式は従来のナショナリズム論ではあまり言及されていない斬新な図式という評価はできるものの、やや曖昧さが残るという印象を与えることは否めない。それは「自覚的・無自覚的」という客観的に判断することが難しい指標を取り入れたことによるものと思われる。

冒頭でも若干触れたが、本論文は当初、「理論編」と「事例分析編」の二部構成で構想された（「あとがき」参照）。関連する研究者と様々な議論を行い、再構成の過程を経て、前者の「理論編」のみを深く掘り下げ、完成したのが本論文である。とはいえ、もちろん本論文でも多くの事例に言及がなされ、検討が加えられている。近い将来、さらに本格的に事例分析に焦点を絞った「事例分析編」も公表が予定されている。そこでなされる事例分析をつうじて、本論文の内容に一層の具体的な肉付けがなされ、理論的考察が、実証的な分析と相まって、一段と明晰かつ繊細に展開されていくことが期待される。本論文で提起された「複合的連帯」という理念や、「われわれの再定義」においてマスメディアが果たしうる役割についても、そうした研究の進展によって、より具体的かつ詳細な議論が展開され、当該研究領域に大きな影響を与えると予想することは十分できるのである。

4. 結論

これまで述べてきたように、本論文は「ナショナリズムとマスメディア」という研究領域において画期的かつきわめて優れた論文と評価できる。また、政治学や社会学などの関連領域に対しても非常に刺激に満ちた、完成度の高い論考と評価できる。

以上の理由から、本論文を博士（法学、慶應義塾大学）の学位を授与するにふさわしい論文と評価し、ここに報告

する次第である。

二〇一八年二月二八日

主査　慶應義塾大学法学部教授　法学研究科委員・博士（法学）　大石　裕

副査　慶應義塾大学法学部教授　法学研究科委員・博士（社会学）　澤井　敦

副査　慶應義塾大学法学部教授　法学研究科委員・博士（社会学）　塩原　良和

【お詫び】

業務担当者の交代に伴う引き継ぎの手違いによって、二〇一六年六月から二〇一八年二月までの期間に承認された、『法学研究』に本来掲載されるべきでありました博士学位請求論文審査報告の記事が欠落しておりました。法学研究編集委員会を代表してお詫び申し上げます。

未掲載分は今後四号分ほどの誌面を使って巻末に収録してまいります。ご迷惑をおかけいたしました関係諸兄にはご寛恕のほどをお願い申し上げます。

法学研究編集委員会　委員長　萩原能久